

研究費の適正管理等について

研究支援センター

本紙は研究活動・研究費管理における不正行為を未然に防ぐため、研究不正とはどんな行為であるか、また不正行為を防ぐにはどのような行動をとるべきなのか、理解してもらう為に作成しました。本紙を確認し、今後の研究活動に役立てて下さい。

◎研究活動に係る不正行為の主な例

- 「捏造」 ー存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 「改ざん」 ー研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 「盗用」 ー他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

◎研究費の不正使用の主な例

- 「カラ出張」 ー虚偽の出張申請書を提出して、不正に旅費を受領すること。
- 「カラ謝金」 ー虚偽の謝金請求書を作成し、不正に謝金を受領すること。

◎研究活動に係る不正行為の受付窓口

学習院大学では、「学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」を定め、研究活動に係る不正行為の情報をこの窓口で受け付けております。

<受付窓口>

窓 口：学習院大学 学長室経営企画課内

住 所：〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

電 話：03-5992-1003（内線2253）

※電話による受付時間は平日8:40～16:45

FAX：03-5992-9246

メール：keiei-kikaku@gakushuin.ac.jp

○告発等の方法

告発等の方法は、電子メール、電話、文書、ファクシミリ又は面会により原則として顕名で行うこととしています。ただし、匿名による告発等があった場合は、告発等の内容に応じ、顕名の告発等に準じて取り扱います。

学生の皆さんは研究不正に関わることなく、健全な学校生活・研究活動を行いましょう。